

就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について(案)

○ 障害通所支援の利用者負担については、平成22年4月から、実質的な応能負担として、所得に応じた負担上限月額を設定(平成24年4月からは、法律上も応能負担を原則とすることを明確化)。

※ 障害児通所支援の負担上限月額

一般2世帯(市町村民税所得割28万円以上):37,200円、一般1世帯(市町村民税所得割28万円未満):4,600円、市町村民税非課税・生活保護世帯:0円
(負担上限月額については、低所得者対策として段階的に負担軽減措置を図ってきたところ。)

○ 平成26年4月からは、利用者負担の軽減を図るため、小学校就学前の児童(未就学児)が複数いる多子世帯について、2番目の未就学児の利用料を半額、3番目以降の未就学児の利用料を無料化(多子軽減制度)。

○ 平成28年4月以降、子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯について、多子世帯を、年齢を問わず複数の子がいる世帯とし、多子軽減制度の対象者の拡大を図る。

例:12歳児、5歳児(障害児支援利用)、3歳児(障害児支援利用)がいる世帯

【平成22年4月～】 ※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 10/100	4,000円

負担上限月額4,600円 < 計6,000円

実際の利用者負担額

【平成26年4月～多子軽減対象】

※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 5/100	2,000円

※未就学児をカウント対象

負担上限月額4,600円 > 計4,000円

実際の利用者負担額

【平成28年4月～多子軽減対象拡大】

※一般1のうち年収約360万円未満相当世帯の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし 【1番目扱い】	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 5/100	1,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 0/100	0円

※年齢を問わずカウント対象

負担上限月額4,600円 > 計1,000円

実際の利用者負担額

15 規制緩和（構造改革特区関係）等について

（1）規制緩和（構造改革特区関係）について

平成 18 年 5 月より、障害者が近隣において指定自立訓練事業所が少ないなど自立訓練を利用することが困難な場合に、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

現在は、居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）として報酬を算定している。

すでに、生活介護（平成 22 年度）や短期入所（平成 23 年度）など小規模多機能型居宅介護事業所における構造改革特区の同様の特例措置が全国展開されているところであるが、今般、特区で行われている上記自立訓練について調査を行った結果、大きな弊害は認められなかったことから、平成 28 年 4 月 1 日より「基準該当自立訓練（機能訓練）」及び「基準該当自立訓練（生活訓練）」として全国展開することとした。

なお、必要な通知改正等については追ってお示しする予定であるので留意願いたい。

（2）（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について

森永ひ素ミルク中毒被害者の円滑な施設入所等に向けた相談等については、「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（平成 19 年 1 月 22 日食安企発第 0122001 号・障障発 0122001 号）により特段の配慮をお願いしているところであるが、今般、（公財）ひかり協会より、改めて周知の依頼があったところ。については、森永ひ素ミルク中毒被害者又は（公財）ひかり協会から、円滑な施設入所等に向けた相談があった場合には、その取組が促進されるよう、特段の配慮を改めてお願いしたい。

【関連資料 1】

食安企発第 0122001号
障 障 発 0122001号
平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県

〔	衛生主管部（局）長	〕
	障害保健福祉主管部（局）長	

 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

